

京丹波町新庁舎建設工事
施工候補者選考委員会
評価結果報告書

令和2年2月6日

京丹波町新庁舎建設工事施工候補者選考委員会

区分	氏名	所属・役職
委員長	藤井 義久	京都大学大学院 農学研究科 森林科学専攻 教授
委員	田淵 敦士	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 環境科学専攻 准教授
委員	南 宗和	株式会社里仁舎 代表取締役 京都大学農学部森林科学科 非常勤講師 京大大学生存圏研究所 生活圏構造機能分野 研究員
委員	中尾 達也	京丹波町 参事（総務・福祉担当）
委員	山田 洋之	京丹波町 参事（事業担当）

目 次

1	はじめに.....	1
2	選考委員会の位置付け.....	1
3	選考委員会の審議・審査等の経過.....	1
4	落札者決定基準.....	1
5	評価結果.....	2
6	講評.....	3

1 はじめに

京丹波町新庁舎建設工事（以下「本工事」という。）は、現庁舎が建設から約60年経過し、耐震性や老朽化、バリアフリーなど様々な課題を抱えていることから、令和3年8月末の完成を目指して、「町民の共有財産として、愛され、集い、そして安全、安心を守る要となる新庁舎」を整備するものである。

京丹波町は、本工事が中大規模の木造建築を行うものであり、適切で確実な施工技術力を有しているかを確認する観点から、価格評価と提案評価による総合評価方式一般競争入札により落札者を決定することとした。

技術提案評価にあたっては、学識経験者等で構成する京丹波町新庁舎建設工事施工候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が技術提案書の審査を行った。

2 選考委員会の位置付け

選考委員会は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価方式一般競争入札における落札者決定基準を定め、入札者の技術提案等に対し審査を行った。

3 選考委員会の審議・審査等の経過

選考委員会	開催日	審議・審査等の内容
第1回	令和元年12月11日	(1) 委員長、委員長代理の選出 (2) 落札者の選定方法について (3) 審査方法について
第2回	令和2年2月6日	(1) 技術提案書審査 (2) 評価結果報告書のまとめ

4 落札者決定基準

(1) 評価方法

価格評価に技術提案評価を加えた総合評価点を算出し、これが最大となった提案者を落札者に決定する。ただし、総合評価点が同点の時は、「技術提案評価」点が最も高い者を落札者とする。

総合評価点100点＝ 「価格評価」 80点＋「技術提案評価」 20点

(2) 評価項目

ア 価格評価

入札書に記載された入札価格に基づき次式で計算するものとし、その計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、評価点の上限を80点とする。

$$\text{「価格評価」点} = 80 - 80 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - 0.89 \right)$$

イ 技術提案評価

技術提案の評価は選考委員会が行う。以下に示す審査事項ごとに審査して、得点(加)点を付与するものとし、合計20点満点とする。

審査事項		評価項目		配点
(1)	企業及び技術者の実績			
	企業の実績	ア)	施工実績	1
(1)	技術者の実績及び監理能力	イ)	施工実績	1
			監理能力(ヒアリングを実施した場合)	
(2)	施工管理及び品質管理能力等	①	耐久性	15
		②	施工中の品質管理	
		③	地場産木材の活用	
		④	その他	
(3)	地域貢献	①	町内企業への発注想定額	3

5 評価結果

3社から技術提案書が提出され、提案書審査結果の概要は別紙のとおりである。

6 講評

本工事は、中大規模木造建築工事として、耐久性の確保や施工中の品質管理等と工事費とのバランスに優れた施工者を選定するため、価格評価点と技術提案評価点の総合評価方式一般競争入札により落札者を決定することとしました。

選考委員会では、落札者決定基準を策定し、3社から提出された技術提案書について、評価しました。

3社からはそれぞれ魅力ある提案がなされ、共通する内容として、木造部分の耐久性確保への対策や施工中の品質管理方法、燃えしろ設計による準耐火性能を確保するための方策、積極的な地場産木材の活用、町内企業への工事や資材発注などの提案がありました。

落札者は今後の開札を経て決定されますが、工事施工者におかれましては、提案内容の確実な履行は基より、更なる技術力の提供、そして、より一層の地域貢献に取り組んでいただくことを期待します。

また、落札に至らなかった提案者におかれましても、公共建築における木質・木造建築の普及への取組みについて、今後も継続されることを期待します。

技術提案審査結果の概要

令和2年2月6日

審査事項	評価項目		配点	評価点			評価の理由
				A社	B社	C社	
(1) 企業及び技術者の実績	ア)	企業の実績	1	0.0	1.0	1.0	・A社は加算対象となる施工実績がなかった。 ・B社、C社は施工実績があり、1点(満点)の評価となった。
	イ)	技術者の実績及び監理能力	1	0.0	1.0	1.0	・A社は加算対象となる施工実績がなかった。 ・B社、C社は技術者の施工実績があり、1点(満点)の評価となった。
(2) 施工管理及び品質管理能力等	①	① 耐久性	15	5.9	12.5	14.3	・各社とも長期的な耐久性の確保について、施工段階における提案があった。 ・A社は全数検査を行う組立柱以外の材料のうち一定量をランダムに抜き取り、ヤング係数計測、含水率管理を行う提案があった。 ・B社は屋外現し柱や外周部柱への加圧注入処理工法の採用や、外壁木部板の水切り処理の提案が評価された。 ・C社は外部に面する鼻隠し、水平壁見切り等への加圧注入処理工法の採用や土台の防腐・防蟻処理、自社における暴露試験結果を踏まえた木材保護塗料の提案が評価された。
		② 施工中の品質管理					・各社とも木部材の意匠性確保や燃えしろ部材の耐火性確保に有効な品質管理方法について提案があった。 ・A社は外観検査で節及び割れ位置のチェックを行い、製材の節がある材料は意匠性が重要な柱や燃えしろ部材に使用しないようにする提案があった。 ・B社は透湿防水シート敷や撥水処理による床合板の養生など、施工中の水対策についての提案が評価された。 ・C社は化粧等級の受入れ基準見本作成による合否判定基準の明確化や工区分割による上棟、軸組後のなじめせ期間の確保、現し材への汚れ止め塗布などの提案が評価された。また、耐火性に影響する重点項目を定め基準以上の割れがないか全数検査を実施する提案が評価された。
		③ 地場産木材の活用					・各社とも地場産木材の活用について、提案があった。 ・A社は内装下地や仮設資材等への活用について提案があった。 ・B社は支給材以外の部材について、地場産木材使用の具体的な箇所や使用量についての提案が評価された。 ・C社は支給材以外の部材について、地場産木材使用の具体的な箇所についての提案が評価された。また端材活用に関する具体的な提案もあった。
		④ その他					・各社ともその他施工において配慮すべきことについて提案があった。 ・A社は協力会社を交えた木工事品質管理委員会開催について提案があった。 ・B社は建物の倒れ及び水平精度について独自施工管理値設定や、耐力壁のモックアップを作成し関係者が十分把握に努める提案が評価された。 ・C社は、自社の技術センターを含めた木技術チームを組織し、組織力による課題解決への支援体制や、木工事業者とのワーキンググループ活動を実施し、竣工後の定期点検や長期にわたるメンテナンス対応の協働体制を継続する提案が評価された。
(3) 地域貢献	①	町内企業への発注想定額	3	1.9	2.5	2.8	・各社とも町内企業への発注想定額の提案があった。 ・A社<B社<C社の順に発注想定額が大きかった。
		合計	20	7.8	17.0	19.1	各社とも審査事項に対して魅力ある技術提案がなされた。 ・A社は、他の2社と比較して標準的な提案レベルにとどまり、具体性の面で評価に差が付き、3位の評価となった。 ・B社は、木造部への高耐久化処理や、施工中の水対策や木架構における燃えしろ層の破断防止対策、地場産木材の積極的な使用、独自のより厳しい精度管理等が評価され、2位の評価となった。 ・C社は、木造部への高耐久化処理、化粧等級の受入れ基準の見本作成や、耐火性に関する重点管理基準の設定、地場産木材の積極的な使用、自社の技術センターを含めた組織力による課題解決への支援体制、竣工後のメンテナンス対応に木工事業者を含めたワーキンググループ協働体制を継続する提案が評価され、1位の評価となった。